

委員からの提出意見

○清原委員 . . .	1
○駒村委員 . . .	4
○篠原委員 . . .	7
○宮島委員 . . .	10
○山縣委員 . . .	19
○吉田委員 . . .	20

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) 議論のたたき台について
の補強・修正意見

平成20年12月12日

委員 (三鷹市長) 清原 慶子

*議論のたたき台の作成、お疲れ様です。とりまとめのお働きの、深く感謝します。

先日提出した意見に加えて、自治体の視点から、現状に即して表現の修正をお願いしたい点を提出いたしますので、できるかぎり反映していただきますようお願いいたします。

(1) 3頁の「新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提」の部分に下記の趣旨を補強してください。

○現代社会が求めている有効な少子化対策、子育て支援施策について検討するにあたって、「保育サービス」について検討することの意義は大きい。しかしながら、それだけでは十分ではなく、基本的には「仕事と生活の調和」の実現に向けた労働政策、雇用制度や、地域の多様な子育て支援サービスとの連携が必要であることを明記しておくことが大切であると考えます。

○サービスの構築、実施、評価、改善等の過程において、いかに「保護者の視点」にとどまらず、「子どもの視点」を尊重する仕組みとするかが重要との共通認識で検討してきたことを早い段階で明示することが有用である。

そして、保護者が両立支援を必要としている子どもだけでなく、「すべての子育て家庭への支援」の必要性も視野に入れて検討してきたことも早い段階で明示することが大切である。

○子育て家庭のニーズは多様化しており、また必要とする施策の内容や量は市町村によって異なっている。市町村は、それぞれ都市と農村、人口増加傾向のある地域と人口減少傾向のある地域、ベッドタウンと大きな商工業のある地域などによって、地域における子育て支援ニーズの特徴による相違がある。そこで、認可保育園等に関する全国共通の施策とともに、認可外保育園、NPO、ボランティア団体などの多様な担い手の存在をはじめ、各々の地域の特徴に応じた柔軟な施策の展開を促す必要がある。

(2) 下記の点について、修正案をできるかぎり参考にしてください。
赤字(アンダーライン)部分が修正案です。

3頁11行目

事業者の新規参入に対する行政の広い裁量が残っていること等により、行政はより適正かつ厳格な判断をせざるを得ないことから、都市部を中心に待機児童が解消されておらず・・・

8頁11行目

i) 利用保障の弱さ(市町村の財政的制約等の中、保育が受けられないことも制度上許容せざるをえない仕組み)

8頁18行目

施設のあっせんでも可) もありえるという制度になっている

8頁22～25頁

られないことを制度上許容せざるをえない仕組みとなっている。このように、個人に対しては、権利としての利用保障がなされない上、市町村に対しても、厳しい財政状況下での認可保育所の基盤整備が困難な仕組みとなっている。

8頁最終行

たとしても、地域の直面する状況によっては必ずしも許可されないこともある現状となっている。

9頁最後から2行目から最終行

きない場合には、窓口においてその旨が伝えられることにより、申し込みに至るまでもなく諦めざるをえない事例が指摘されている。

10頁2～3行目

今後の大幅な需要の増加やニーズの多様化を適切に供給主体に伝え、かつ、それぞれに対応していくことを困難にさせることにもつながり、円滑な供給増を図っていく上では課題が多い。

10頁11行目

厳しくせざるをえない傾向にあり

10頁13行目

勤務の取り扱いのみならず、求職者の取り扱い等においても市町村の状況によっては散見される。

10頁18行目

状況に合わさざるをえず、保育サービスの必要性の判断基準を实情に合わせて運用している現状がある。

10頁21行

優先すべきとする概括的な方針を示してはいるものの、一部の市町村においては

10頁24行

いなかったりする事例も見受けられる。

11 頁 17 行目

サービスの利用を認める仕組みとなっている市町村もあることから、家族形態によって

11 頁 25 行目

認可保育所においては、補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うことから、十分な受け皿の整備が進んでいない。

12 頁 2 行目から 15 行目について

*この段落は、三鷹市の事例ではまったく該当するとは言えません。仮に、このような問題が指摘されるのであれば、ぜひとも、この部分のはじめに「一部の市町村では、以下のようなことがある」と明記してください。ほとんどの自治体では、この箇所を不適切であり不本意と感じると思います。

13 頁 9～10 行目

昭和 23 年に定められた現行の最低基準においては、保育室の面積について客観的~~な~~数値基準を定めている。

↑ 二重線の箇所を取ってください。

14 頁 16 行目以降に挿入

さらに、退職等により保育現場を離れた保育士の再雇用を視野に入れ、研修を含む保育現場に復帰するためのシステムを構築し、増大する保育需要に対処していく必要がある。

17 頁 19 行目

認可保育所においては、補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服するには困難を伴うことから、十分な受け皿の整備が進んでいない。

18 頁 11 行目

こうした事業の特質と事業実績の双方に配慮した国の拡充策が必要となっている。

(3) 地域の保育機能を維持するとともに、柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用の必要性については各所に強調していただき感謝いたします。

国や都道府県にあっては、基礎自治体が柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用についての拡充が必要です。全国に共通する基幹的な子育て支援策については、国が基本的な設計を行うとともにその施策ごとの費用を国と地方自治体によって最適に負担しあうにはどうあるべきかについて、切り口になる論点を随所に明示するようお願いいたします。

社会保障制度と家族子育て政策の重要性と緊急性について

慶應義塾大学 駒村康平

1. 改革のターゲットは、待機児童2万人だけではない。
無認可を利用している23万人。将来的には潜在ニーズ（新待機児童ゼロの100万人分（図1））注：図表はいずれも白書もしくは社会保障審議会各部会資料）
2. 政策の目標
 - ・子どもの健全な育成環境の保障
 - ・子ども家族の福祉（厚生）の向上（ワーク・ライフバランスの改善）（図2）
3. では、なぜ社会保障の持続可能性を強調するのか
 - (1) 保育の質的・量的拡充には、巨額な安定財源確保が不可欠。
 - (2) これを確保するためには、子育て世帯に限定せず、世代を超えて全国民に理解と協力を求める必要がある。
 - (3) しかし、高齢者世帯や子育てが終了した世帯からの関心が低い。
 - (4) その理由は、少子化がもたらす影響を知らないからであり、高齢化のなか優先度・緊急度が低い政策と見られがちになる。しかし、少子化が続けば、高齢者世代の社会保障にも影響を与える。具体的に影響を見ると以下の通り。
 - ① 年金財政におけるマクロ経済スライドへの影響：マクロ経済スライドにより、現在の高齢者も含めたすべての国民の年金は、「少子化進展分」だけ引き下げられていることは決定済み
 - ② 後期高齢者医療制度の高齢者負担分も「少子化進展」に応じて引き上げが決定済み。（後期高齢者医療制度を変更しても同じ問題を抱えることになる）さらに、①、②の前提条件（2002年人口推計）よりも、2006年人口推計では少子化加速。女性の就業率の上昇がなければ、さらに年金等の給付カットが不可避になってしまう。唯一回避する方法は、出生率を下げないで既婚女性の就業率を高める政策（新雇用戦略。図3，4，5）。年金・医療・雇用・次世代育成は一体的に考える必要がある。
 - (5) こうした情報を共有し、子育て支援政策は、全国民共通の社会保障分野の最重点項目として、財源確保の協力を求めるべきである。
 - (6) 少子化対策は、保育サービスだけでは対応できないので、ワークライフバランスを進めるよう企業に協力を求め、さらに対応している企業を支援する。
4. 政策有効の条件
 - (1) 財源の安定性
 - (2) すみややかなサービス供給の増大と地域別需要の変動への対応